

秋田県告示第436号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定に基づき、公示する。

令和3年8月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
高屋	秋田県鹿角市花輪字館ノ沢及び太田谷地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中屋布	秋田県鹿角市花輪字中屋布及び西町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
陳場1号	秋田県鹿角市花輪字富士川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
花輪古館1号	秋田県鹿角市花輪字古館及び富士川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
地羅野	秋田県鹿角市花輪字地羅野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
小枝指2号	秋田県鹿角市花輪字小枝指及び館神（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
高屋	秋田県鹿角市花輪字高屋、伊坂及び後谷地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
高屋1号	秋田県鹿角市花輪字高屋、伊坂及び三ツ権現（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
太田谷地	秋田県鹿角市花輪字太田谷地、高屋及び三ツ権現（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
万松寺	秋田県鹿角市花輪字西町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
西町	秋田県鹿角市花輪字西町及び乳牛平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
小枝指	秋田県鹿角市花輪字小枝指、館神及び平元古館（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
小枝指1号	秋田県鹿角市花輪字小枝指及び平元古館（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
館	秋田県鹿角市花輪字鳥野及び八幡館（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
新斗米	秋田県鹿角市花輪字新斗米及び天王平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
新山3号	秋田県鹿角市尾去沢字上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
鎌柄沢	秋田県鹿角市花輪字鎌柄沢、百合沢及び横沢（次の図のとおり）	土石流	
館の沢	秋田県鹿角市花輪字館ノ沢及び上ミ田表（次の図のとおり）	土石流	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課、秋田県鹿角地域振興局建設部及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。